

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

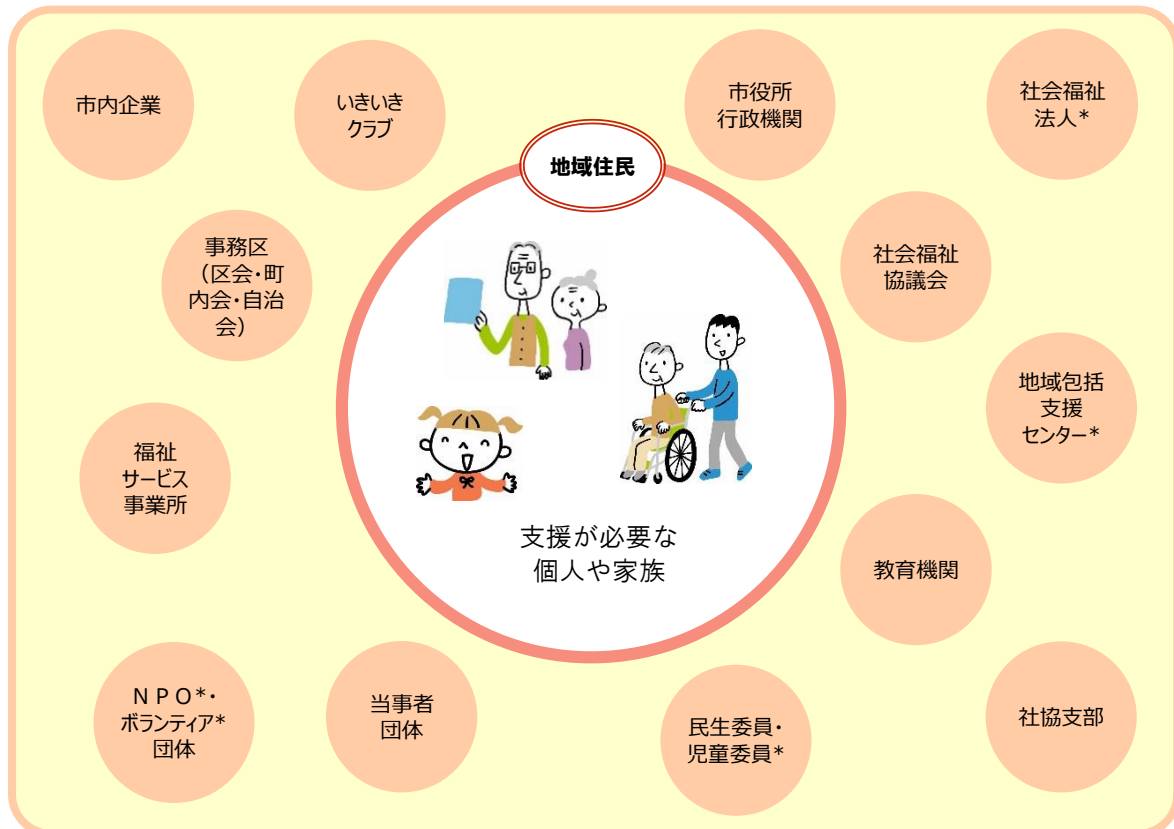
つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べたり、援助するというだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことだと言えます。

では、この「福祉」＝幸せな生活を実現していくためには、どうしたらよいでしょうか。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスを充実させていくことはもちろんのこと、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

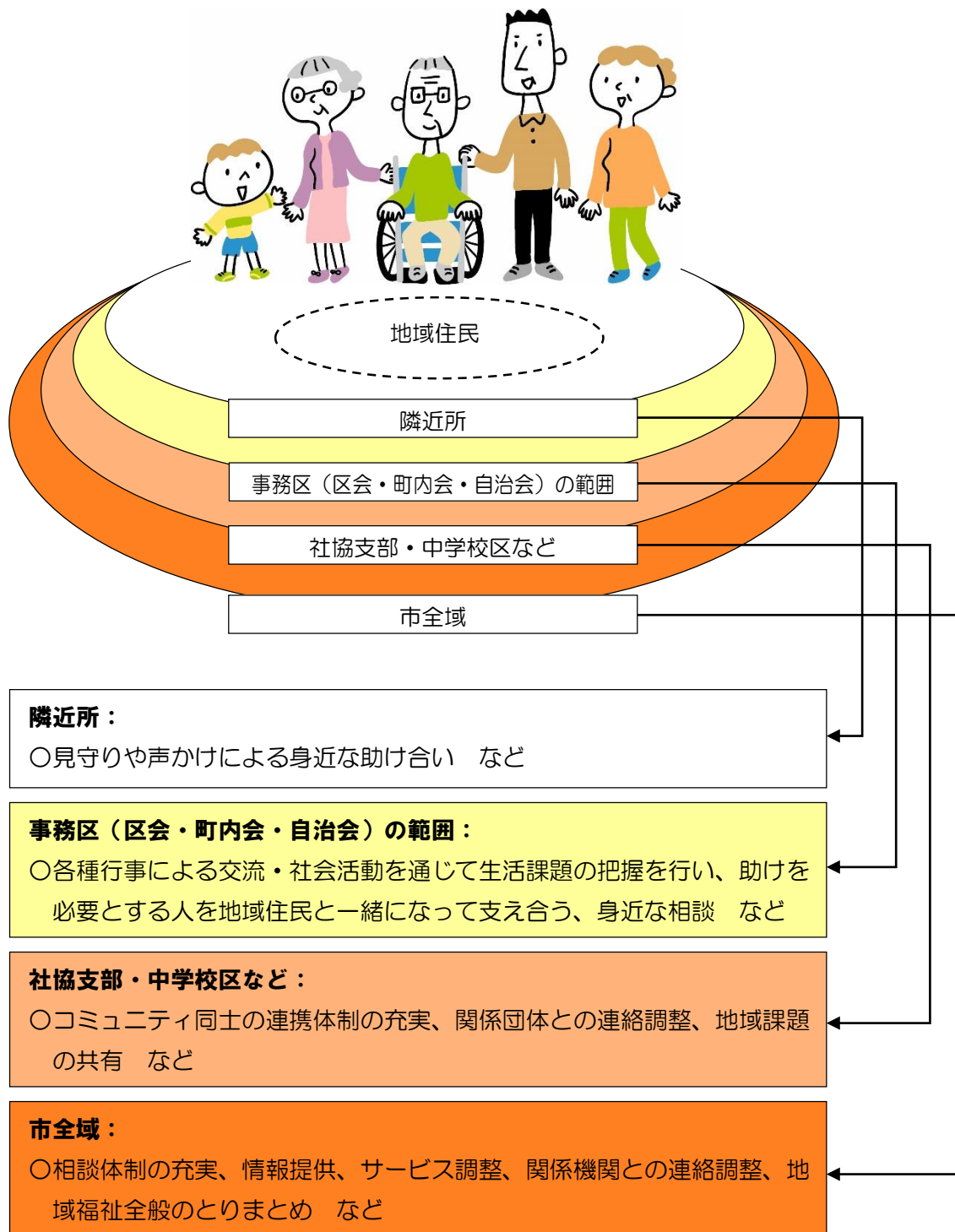
このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、助け合い、支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』になります。

### ■地域福祉推進のイメージ



## 2 地域福祉における「地域」の範囲・捉え方

隣近所や事務区（区会・町内会・自治会）など、市民に最も身近な活動から全市的な活動まで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。



資料：地域における「新たな支え合い」を求めて -住民と行政の協働による新しい福祉-（厚労省）をもとに作成

### 3 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の項目を組み合わせた視点が重要となります。

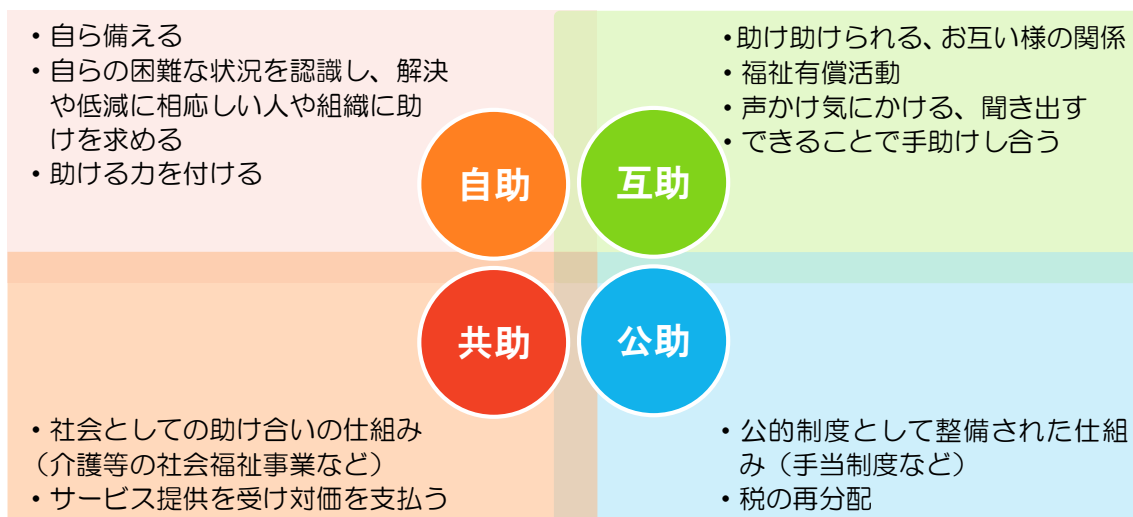
**自助**：自分や家族でできることは自分で行うこと

**互助**：近隣の助け合いやボランティアなどのインフォーマルな相互扶助のこと

**共助**：社会保険のような制度化された相互扶助のこと

**公助**：自助・互助・共助で対応できないことを、市などが公的サービスとして行うこと

#### ■ 「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



資料：平成 25 年 3 月地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

※社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきました。平成 12 年 6 月に社会福祉事業法が社会福祉法\*に改正され、市町村社会福祉協議会は、地域住民とともに住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定められている民間の福祉団体です。

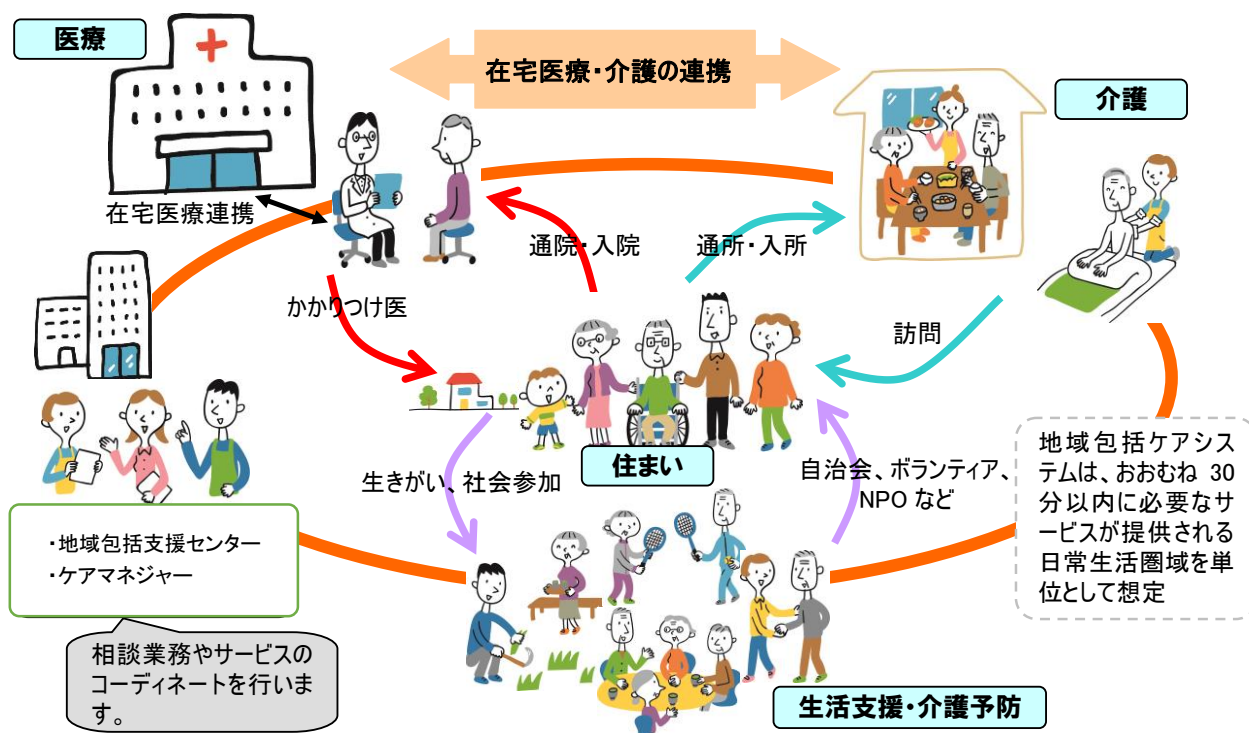
## 4 地域包括ケアシステムと地域福祉

地域福祉においては、少子高齢化、世帯規模の縮小、非正規雇用の増加などによる生活・福祉課題の多様化・複雑化によって、社会的に孤立する又は排除される人々が増加しており、分野別の公的な福祉サービスだけでなく、地域住民、NPO、ボランティアなど、さまざまな活動主体と市が協働で支援を要する人々を支える仕組みづくりが求められています。

また、今後、高齢化のさらなる進展を踏まえ、平成 37（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム\*）の構築が進められています。

現在、上尾市では地域包括ケアシステムの仕組みづくりに向け、赤ちゃんからお年寄りまでより適切な支援やサービスを提供していくための仕組みの構築に取り組んでいます。

### ■2025 年の地域包括ケアシステムの姿



資料：社会保障審議会保険部会の資料をもとに作成

## 5 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

### (1) 上尾市地域福祉計画

上尾市が策定する「上尾市地域福祉計画」は、上尾市としての地域福祉の「仕組み」をつくる計画です。

上尾市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる「第 5 次上尾市総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあり、関連計画との整合性を図ります。

### (2) 上尾市地域福祉活動計画

上尾市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定する「上尾市地域福祉活動計画」は、上尾市が策定する地域福祉計画と連携協働し、地域住民及び福祉・保健などの関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画です。

### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、上尾市の地域福祉を進める上で、同じ方向を目指し、連携していくことが重要であることから、本計画においては一体的に策定します。

#### ■社会福祉法(抜粋)

(目的)

第 1 条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とするほかの法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 6 計画策定の目的

近年、経済・雇用環境やライフスタイル\*の変化による晩婚化、未婚化などを背景に、全国的に出生数は減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、全国的に少子高齢化が進行しています。

また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

さらに、平成23年3月11日には、「東日本大震災」が発生し、地域における助け合い、支え合いの大切さが再認識されました。

上尾市では平成24年に「上尾市地域福祉計画書（見直し版）」を、社会福祉協議会では平成25年に「第4次上尾市地域福祉活動計画」を策定し、市、社会福祉協議会をはじめとする民間事業者、そして地域住民の「参加と協働」により、福祉のまちづくりを推進してきました。

今回、両計画の計画年度が終了することを受け、支援の必要な一人暮らし高齢者世帯、高齢者などの孤立死、ひきこもり\*、児童虐待の通告・相談件数の増加、貧困の拡大など多様化する近年のさまざまな課題に対応し、より一層の福祉のまちづくりを推進するべく、この『第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画』を策定するものです。

## 7 計画の策定体制

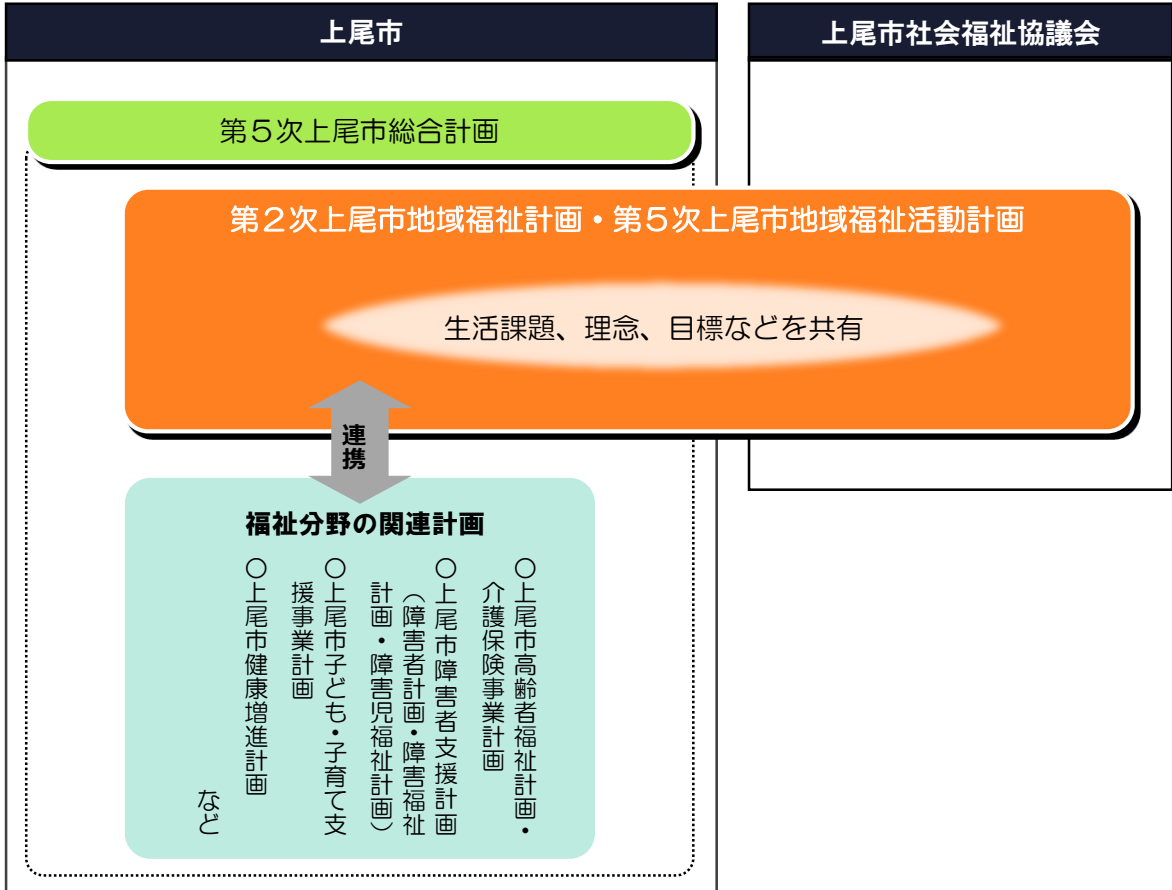
本計画の策定にあたっては、住民の地域福祉についての関わりや意向などを把握することを目的とした市民アンケート調査をはじめ、市内事業者や福祉関係団体、民生委員・児童委員などへのアンケート調査を実施しました。

また、本計画の内容については、上尾市職員による「上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議」や社会福祉協議会職員による「地域福祉活動計画職員策定委員会」により施策の内容などについて検討するとともに、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会」及び「上尾市地域福祉推進協議会協働部会」を設置し、審議を行いました。

## 8 計画の位置付け

本計画は、「上尾市総合計画」を上位計画としながら、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援など、さまざまな福祉分野における行政計画との整合性・連携を図るものとします。

### ■計画の位置付け



## 9 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

### ■計画の期間

平成24年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
上尾市地域福祉計画書（見直し版）					第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画					見直し
第4次上尾市地域福祉活動計画										